

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課長
旭川市福祉保険部指導監査課長
函館市保健福祉部指導監査課長

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

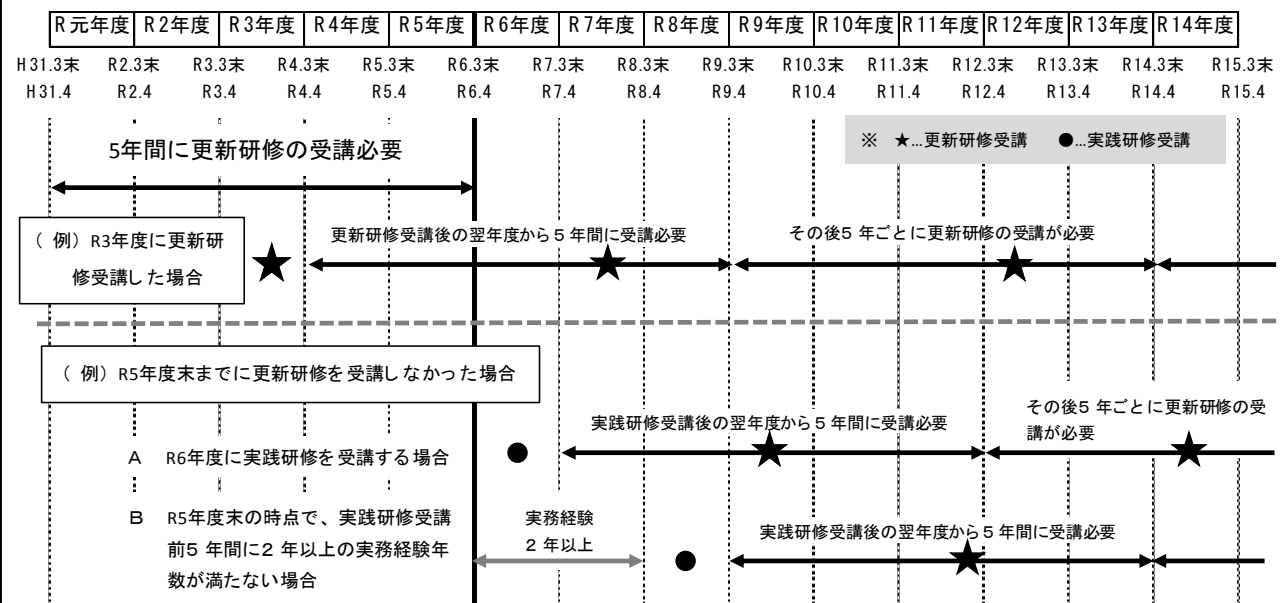
サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者研修(更新研修)の計画的な受講について

このことについては、今年度より更新研修が新たに創設されたところですが、平成30年度末までに旧サービス管理責任者等研修(分野別研修)及び相談支援従事者研修(サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者向け研修)受講済みの方は、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)末までに更新研修を受講する必要があります。また、この5年間に更新研修を受講できなければ、実践研修からの受講が必要となり、実践研修を受講するためには、実践研修受講開始日前の5年間に通算2年以上の一定の実務経験が必要となります。

なお、今年度から更新研修の募集を開始しておりますが、定員を満たしていない状況であり、このままでは研修規模の縮小も考えられるほか、本来2日間のカリキュラムであるところを、現在は一部省略して1日間のカリキュラムにて実施しておりますが、将来的には2日間のカリキュラムで実施する可能性もございます。

つきましては、令和5年度(2023年度)末までに更新研修が受講できなくなり、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の欠員等に至ることのないよう、計画的な更新研修の受講を進めていただきますよう、貴管内の指定障害福祉サービス事業者等へ周知願います。

■ 平成30年度末までに旧サービス管理責任者研修(分野別研修)及び相談支援従事者研修(サービス管理責任者児童発達支援管理責任者向け研修)受講済みの方に係る更新研修受講の考え方について



制度グループ

TEL:011-231-4111(25-724)